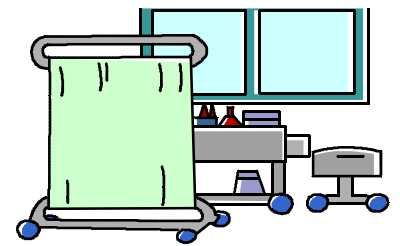


# 保健室の利用の仕方

## 明るく



- 1, 来室は、**休み時間中**とします。**規律ある**
- 2, **授業中**やむを得ず来室する場合 **保健室**  
(緊急の場合)生徒だけで行かず **授業担当者**に  
引率してもらっています。

- ア、保健室に来室する場合は、担任(学年教師)に申し出て**許可**を  
もらったのち来室しています。
- イ、保健委員に保健室に行くことを知らせ、保健委員は授業者に  
報告します。
- ウ、ベッドでの休養は、1時間とし、その後は早退などの処置をとります。
- エ、保健室の利用は1日1回とし、その後は早退などの処置をとります。
- オ、早退の場合は、家庭に連絡を取る。帰宅後学校に連絡を入れて  
もらいます。
- カ、保健室利用の際は、保健連絡カードを担任または教科担当者に  
渡します。
- キ、授業中に教室へ戻る際は、養護教諭または学年教師が教室に  
送り届けます。
- ク、1ヶ月に3回以上来室した場合、担任と養護教諭で連携を取り  
家庭に連絡します。
- ケ、飲み薬は、与えません。